

令和5年9月3日執行

与論町長及び与論町議会議員選挙

公費負担諸用紙の記載例

【選挙運動の公費負担の手引き（別冊）】

与論町選挙管理委員会

注1 所定の諸用紙類の提出は、立候補届出前の契約を締結された場合は立候補届出時に、立候補届出後の場合は契約締結後直ちに届け出てください。

注2 記載例はあくまでも参考であり、記載している金額等も例示です。記載方法、記載手続等の不明な点につきましては、選挙管理委員会まで御照会ください。

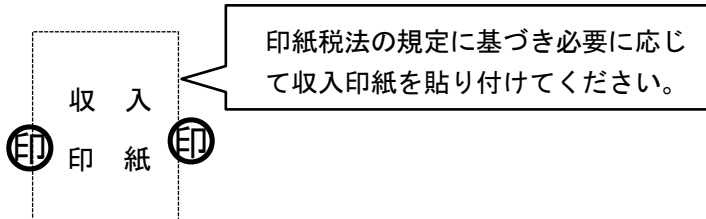
目次

(1) 選挙運動用自動車.....	1
① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	1
選挙運動用自動車使用契約書（参考例）.....	2
選挙運動用自動車の使用の契約届出書.....	3
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）.....	4
請求書（選挙運動用自動車の使用）.....	5
② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との個別契約による場合.....	7
選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）.....	8
選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）.....	9
選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例）.....	10
選挙運動用自動車の使用の契約届出書.....	11
選挙運動用自動車燃料代確認申請書.....	12
選挙運動用自動車燃料代確認書.....	13
選挙運動用自動車使用証明書（自動車）.....	14
選挙運動用自動車使用証明書（燃料）.....	15
選挙運動用自動車使用証明書（運転手）.....	16
請求書（選挙運動用自動車の使用）.....	17
(2) 選挙運動用ビラの作成.....	21
選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）.....	22
選挙運動用ビラ作成契約届出書.....	23
選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書.....	24
選挙運動用ビラ作成枚数確認書.....	25
選挙運動用ビラ作成証明書.....	26
請求書（選挙運動用ビラの作成）.....	27
(3) 選挙運動用ポスターの作成.....	29
選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）.....	30

選挙運動用ポスター作成契約届出書	31
選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書	32
選挙運動用ポスター作成枚数確認書	33
選挙運動用ポスター作成証明書	34
請求書（選挙運動用ポスターの作成）	35

(1) 選挙運動用自動車の使用

- ① 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合
(ハイヤー・タクシー)**



選挙運動用自動車使用契約書（参考例）

与論町（議会議員・長）選挙候補者（※ **戸籍名。通称名不可。**）**選挙 花子**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の使用について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

1 使用目的

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 **〇〇〇〇 奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇**

3 契約期間 令和**5年8月29日**～令和**5年9月2日**

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

4 契約金額 金**315,000**円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき**63,000**円（税込）×**5**日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年8月10日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 **与論町（議会議員・長）** 候補者

住所 ※ **候補者届出と一致**

氏名（※ **戸籍名。通称名不可**）**選挙 花子** 

乙 住所 **与論町〇〇番地**

名称 **株式会社〇〇**

※ **個人の場合は個人名** 

代表者 **〇〇 〇〇**  ※法人の代表者印

**候補者→町選管
(契約書写しを添付)**

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

契約届出書（選挙運動用自動車の使用）

令和5年8月29日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行

与論町（長・議会議員補欠）選挙

候補者 選挙 花子（※戸籍名）

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和5年8月10日	与論町●● 株式会社○○ 代表取締役 ○○	令和5年8月29日から 令和5年9月2日まで	315,000円	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

契約書の内容と
一致すること

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車借入れ	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
燃料代	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手雇用	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

**町選挙管理委員会が作成
候補者→契約の相手方→町選管**

第4号様式の1 (第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

令和5年9月〇〇日

令和5年9月3日執行

与論町 (長・議会議員補欠) 選挙

候補者 **選挙 花子 (※戸籍名)**

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○)	① 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 2 上記1に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	与論町〇〇 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇	契約書の内容と 一致すること	
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
〇〇〇〇 奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	令和5年8月29日	63,000円	
〃	令和5年8月30日	63,000円	
〃	令和5年8月31日	63,000円	
〃	令和5年9月1日	63,000円	
〃	令和5年9月2日	63,000円	

選挙運動用自動車として実際に
使用した日を記載すること。

金額や単価は「同上」
「〃」等で省略不可

- 備考
- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
 - 運送事業者等が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、与論町に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、与論町に支払を請求することはできません。

契約の相手方→与論町

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

選挙後の日付

令和5年9月〇〇日

与論町長 様

- 1 一般運送契約 (ハイヤー等)
- 2 個別契約 (自動車の借入契約レンタルなど)
- 3 燃料供給の契約
- 4 運転手雇用の契約
- ※以上4つの共通請求書

又は名称及び住所並びに法 与論町〇〇
あつてはその代表者の氏名 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 315,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月3日執行 与論町(議会議員・長) 選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子(※戸籍名)
- 5 振込先金融機関

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
ふりがな	<u>か〇〇</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇</u>		

備 考

- 添付書類
- ・請求内訳書
 - ・使用証明書
 - ・振込口座通帳の写し(口座番号 名義が分かる箇所)

- 1 この請求書は、候補者(自動車燃料代)及び給油のうちの自動車登録規則(道路運送車両法第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与論町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書(自動車燃料代)に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあつては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請求書に添付

請求内訳書

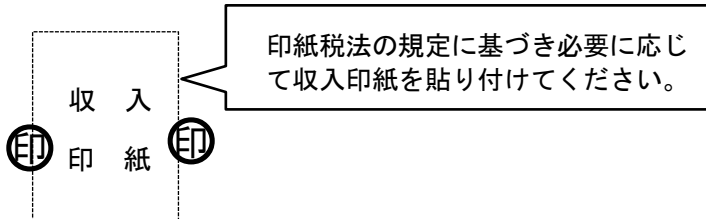
(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和 5 年 8 月 29 日	63,000 円 × 1 台 = 63,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	63,000 円	
令和 5 年 8 月 30 日	63,000 円 × 1 台 = 63,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	63,000 円	
令和 5 年 8 月 31 日	63,000 円 × 1 台 = 63,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	63,000 円	
令和 5 年 9 月 1 日	63,000 円 × 1 台 = 63,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	63,000 円	
令和 5 年 9 月 2 日	63,000 円 × 1 台 = 63,000 円	64,500 円 × 1 台 = 63,000 円	63,000 円	請求書の請求金額 と一致
計	金額は省略不可		315,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

契約書の内容と一致すること

**② 一般乗用旅客自動車運送事業者以外との
個別契約による場合**



選挙運動用自動車賃貸借契約書（参考例）

与論町（議会議員・長） 選挙候補者（※ **戸籍名。通称名不可。**）**選挙 花子**（以下「甲」という。）と**株式会社〇〇レンタカー**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

1 使用目的

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車として使用する。

2 使用車種及び登録番号 **〇〇〇〇 奄美〇〇 あ 〇〇-〇〇**

3 契約期間 令和5年8月29日～令和5年9月2日

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

4 契約金額 金**75,000**円（※消費税を含む）

（内訳 1日につき**15,000**円（税込）×**5**日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年8月10日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 **与論町（議会議員・長）** 候補者

住 所 ※ **候補者届出と一致**

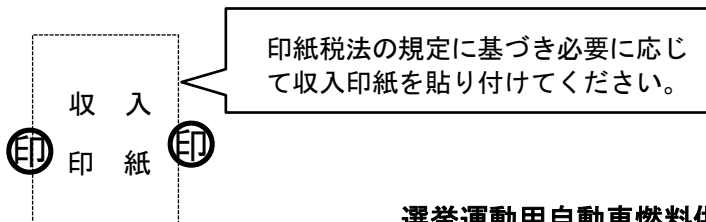
氏 名（※ **戸籍名。通称名不可**）**選挙 花子** 

乙 住 所 **与論町〇〇番地**

名 称 **株式会社〇〇レンタカー**

※ **個人の場合は個人名** 

代表者 **〇〇 〇〇**  ※**法人の代表者印**



選挙運動用自動車燃料供給契約書（参考例）

与論町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇石油（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の燃料供給について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

1 供給する期間 令和5年8月29日～令和5年9月2日

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

2 供給場所

所在地 与論町〇〇番地

名称 株式会社〇〇石油

3 供給を受ける自動車の車種及び登録番号 〇〇〇〇 奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇

4 契約金額 金 30,000 円（※消費税を含む）

（単位1ℓ当たり 200 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じて得た金額とする。）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有す

る。令和5年8月10日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 与論町（議会議員・長） 候補者

住所 ※ **候補者届出と一致**

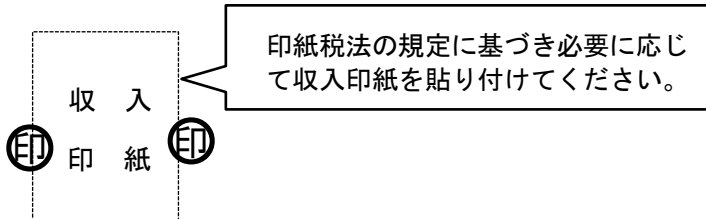
氏名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 

乙 住所 与論町〇〇番地

名称 株式会社〇〇石油

※ **個人の場合は個人名** 

代表者 〇〇 〇〇  ※法人の代表者印



選挙運動用自動車運転手雇用契約書（参考例）

与論町（議会議員・長） 選挙候補者（※ **戸籍名。通称名不可。**） **選挙 花子**（以下「甲」という。）と **〇〇 〇〇**（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

1 業務内容

公職選挙法第141条第1項に定める選挙運動用自動車の運転

2 契約期間 令和5年8月29日～令和5年9月2日

※ **立候補届出の日から選挙期日の前日まで＝選挙運動期間を記載**

3 運転する車の車種及び登録番号 **〇〇〇〇 奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇**

4 契約金額 金 **60,000** 円（※消費税を含む） （内訳 1日につき **12,000** 円（税込）× **5** 日間）

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

6 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年8月10日※**契約日は告示日前でも可能**

甲 **与論町（議会議員・長）** 候補者

住所 ※ **候補者届出と一致**

氏名（※ **戸籍名。通称名不可**） **選挙 花子** 

乙 住所 与論町〇〇番地

氏名 **〇〇 〇〇** 

**候補者→町選管
(契約書写しを添付)**

第1号様式の1 (第2条関係)

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

契約届出書 (選挙運動用自動車の使用)

令和5年8月29日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行

与論町 (長・議会議員補欠) 選挙

候補者 選挙 花子 (※戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	円	
年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

2 1に掲げる場合以外の場合

	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	契約書の内容と一致すること		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車借入れ	令和5年8月10日	与論町〇〇 株式会社〇〇レンタカー 代表取締役〇〇	令和5年8月29日から 令和5年9月2日まで	75,000円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	
燃料代	令和5年8月10日	与論町〇〇 株式会社〇〇石油 代表取締役〇〇	奄美〇〇〇 あ〇〇-〇〇	30,000円	1ℓ200円
	年 月 日			円	
運転手雇	令和5年8月10日	与論町〇〇 〇〇	令和5年8月29日から 令和5年9月2日まで	60,000円	
	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで	円	

備考

- 1 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

候補者→町選管

第2号様式の1（第3条関係）

申請日を記載
(告示日以降の日)

確認申請書（自動車燃料代）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行
与論町（長・議会議員補欠）選挙
候補者 選挙 花子（※戸籍名）

次の自動車燃料代につき、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年8月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 株式会社〇〇石油
代表者の氏名（法人の場合） 代表取締役〇〇
住 所 与論町〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又車両番号
奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇
- 4 確認申請金額 8,250 円

燃料代は7,700円×5日が限度額

区 分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	11,250円	11,250円
今回の購入金額(b)	8,250円	8,250円
燃料代計(a)+(b)	19,500円	19,500円
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 5 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

町選挙管理委員会が作成

第3号様式の1（第3条関係）

確認書（自動車燃料代）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会

委員長 港 沢勝



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月3日執行 与論町（長・議会議員補欠）選挙
- 2 候補者の氏名 **選挙 花子**
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
奄美〇〇〇 あ 〇〇—〇〇
- 4 確認金額 **19,500** 円

備考

- 1 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書(燃料)とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「確認金額」には、消費税額が含まれています。

(請求書に添付)
候補者→契約の相手方→町選管

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書 (自動車)

令和5年 月 日

令和5年9月3日執行
与論町 (長・議会議員補欠) 選挙
候補者 選挙 花子 (※戸籍名)

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる場合以外の場合		
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	与論町○○ 株式会社○○レンタカー 代表取締役 ○○		契約書の内容と 一致すること
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
○○○○ 奄美○○○ あ ○○-○○	令和5年8月29日	15,000円	
〃	令和5年8月30日	15,000円	
〃	令和5年8月31日	15,000円	
〃	令和5年9月1日	15,000円	
〃	令和5年9月2日	15,000円	

- 備考
- この選挙運動用自動車として実際に使用した日を記載すること。金額や単価は「同上」
 - 運送事業者等が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
 - この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、与論町に支払を請求することはできません。
 - 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
 - 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
 - (1)以外の場合 16,100円
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれかが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
 - 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
 - 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、与論町に支払を請求することはできません。

(請求書に添付)
候補者→契約の相手方→町選管

証明日を記載
(使用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書 (燃料)

年 月 日

令和5年9月3日執行
与論町 (長・議会議員補欠) 選挙
候補者 選挙 花子 (※戸籍名)

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

契約書の内容と
一致すること

燃料供給業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		与論町〇〇 株式会社〇〇石油 代表取締役 〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和5年8月29日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	30ℓ	6,000円	
令和5年8月30日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	25ℓ	5,000円	
令和5年8月31日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	20ℓ	4,000円	
令和5年9月1日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	25ℓ	5,000円	
令和5年9月2日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	30ℓ	6,000円	

備考

(注意)
燃料代の場合は、給油伝票の写しを添付いただきますが、給油伝票については、次の点に注意してください。
・契約業者の給油所から発行されたものと確認できること。
・給油日、給油した自動車ナンバー、給油量、給油金額が確認できること。
・給油日、ナンバー、給油量、給油金額が使用証明書及び請求内訳書の給油日ごとの記載内容と一致すること。

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

(請求書に添付)
候補者→契約の相手方→町選管

第4号様式の3 (第5条関係)

証明日を記載
 (雇用の最終日以降の日)

選挙運動用自動車使用証明書 (運転手)

年 月 日

令和5年9月3日執行
 与論町 (長・議会議員補欠) 選挙
 候補者 **選挙 花子 (※戸籍名)**

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の住所及び氏名	住 所	与論町〇〇	
	氏 名	〇〇	
雇用年月日	報 酬 の 額	備 考	
令和5年8月29日	12,000 円		
令和5年8月30日	12,000 円		
令和5年8月31日	12,000 円		
令和5年9月1日	12,000 円		
令和5年9月2日	12,000 円		

金額や単価は「同上」
 「〃」等で省略不可

- 備 考
- 1 選挙運動用自動車の運転業務に、実
 - 2 際従事させた日及び報酬額を記載
 - 3 運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
 - 4 選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
 - 5 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、与論町に支払を請求することはできません。
 - 6 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
 - 7 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
 - 8 候補者の指定した運転手以外の運転手は、与論町に支払を請求することはできません。

契約の相手方→与論町

第7号様式の1（第6条関係）

請 求 書 (選挙運動用自動車の使用)

選挙後の日付

令和5年9月〇〇日

与論町長 様

- 1 一般運送契約（ハイヤー等）
- 2 個別契約（自動車の借入契約レンタルなど）
- 3 燃料供給の契約
- 4 運転手雇用の契約
- ※以上4つの共通請求書

又は名称及び住所並びに法人
あつてはその代表者の氏名

与論町〇〇
株式会社〇〇レンタカー
代表取締役 〇〇

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 **75,000円**（※個別契約 自動車借上げの例）
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月3日執行 **与論町（議会議員・長）** 選挙
- 4 候補者の氏名 **選挙 花子（※戸籍名）**
- 5 振込先金融機関

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	か〇〇		
口座名義	(株)〇〇		

備 考

- 1 この請求書は、候補者か（自動車燃料代）及び給油のうち自動車登録規則（昭両番号のうち道路運送車両項第3号に規定する4けたら給油の際に受領したもの
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、与論町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、確認書（自動車燃料代）に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。
- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

添付書類

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書（燃料代の場合）
- ・ 使用証明書
- ・ 給油伝票の写し（燃料代の場合）
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号 名義が分かる箇所）

は、このほかに確認書
自動車の自動車登録番号
下のアラビア数字又は車
若しくは第36条の18第1
書面で、燃料供給業者か
さい。

請求書に添付

別紙 2

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備 考
令和 5 年 8 月 29 日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和 5 年 8 月 30 日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和 5 年 8 月 31 日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和 5 年 9 月 1 日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和 5 年 9 月 2 日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	請求書の請求金額 と一致
計		金額は省略不可	75,000 円	

備 考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。

契約書の内容と一致すること

請求書に添付

別紙 3

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和5年8月29日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	200円×30ℓ = 6,000円			
令和5年8月30日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	200円×25ℓ = 5,000円			
令和5年8月31日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	200円×20ℓ = 4,000円			
令和5年9月1日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	200円×25ℓ = 5,000円			
令和5年9月2日	奄美〇〇〇 あ 〇〇-〇〇	200円×30ℓ = 6,000円			
計		26,000円	26,000円	26,000円	

金額は省略不可

請求書の請求金額と一致

備考

- (イ)の合計を記載してください。
- 「請求」欄は(イ)の「計」欄のうちいずれか少ない方の金額を記載してください。
契約書の内容と一致すること
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

請求書に添付

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

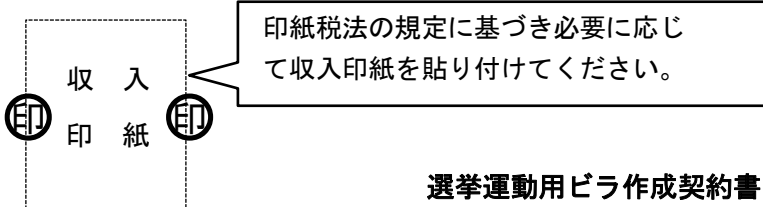
(3) 運転手

雇用年月日	報酬(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
令和5年8月29日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年8月30日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年8月31日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月1日	12,000円	12,500円	12,000円	
令和5年9月2日	12,000円	12,500円	12,000円	請求書の請求金額と一致
計	金額は省略不可		60,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)欄又は(イ)欄のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

契約書の内容と一致すること

(2) 選挙運動用ビラの作成



選挙運動用ビラ作成契約書（参考例）

与論町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

- 1 品 名 公職選挙法第142条第1項第7号に定める選挙運動用ビラ
- 2 規 格 29.7cm × 21cm
 ※ **法令規格内（長さ29.7cm × 幅21cm以内）**
- 3 作成枚数 4,000枚
 ※ **公営の限度枚数：① 町長 5,000枚 ② 町議会議員 1,600枚**
- 4 契約金額 金30,000円（※消費税を含む）
 （単価7.5円（税込）× 4,000枚）
- 5 納入期限 令和5年8月24日
 ※ **告示日前でも可。ただし、契約日以降の日**

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年8月10日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 与論町（議会議員・長） 候補者

住 所 ※ **候補者届出と一致**

氏 名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 

乙 住 所 与論町〇〇番地

名 称 株式会社〇〇印刷

※ 個人の場合は個人名 

代表者 〇〇 〇〇  ※法人の代表者印

**候補者→町選管
(契約書写しを添付)**

1号様式の2 (第2条関係)

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

契約届出書 (ビラ作成)

令和5年8月29日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行
与論町 (長・議会議員補欠) 選挙
候補者 選挙 花子 (※戸籍名)

次のとおりビラの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年8月10日	与論町〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇	4,000 枚	30,000 円	1枚あたり単 価 7 円 50 銭
年 月 日	契約書の内容と 一致すること	枚	円	
年 月 日		枚	円	

備 考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

候補者→町選管

枚数が確定していれば、立候補届時に申請可能

確認申請書（ビラ作成枚数）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行
与論町（長・議会議員補欠）選挙
候補者 選挙 花子（※戸籍名）

次のビラ作成枚数につき、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和5年8月10日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 株式会社〇〇印刷
代表者の氏名（法人の場合） 代表取締役 〇〇
住 所 与論町〇〇

3 確認申請枚数 4,000 枚

限度枚数
町長：5,000枚、町議：1,600枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0枚	0枚
今回の枚数(b)	4,000枚	4,000枚
枚数計(a)+(b)	4,000枚	4,000枚
備 考		

- 備 考
- 1 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
 - 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
 - 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
 - 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

町選挙管理委員会が作成

第3号様式の2（第3条関係）

確認書（ビラ作成枚数）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会

委員長 港 沢勝



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月3日執行 与論町（長・議会議員補欠）選挙
- 2 候補者の氏名 **選挙 花子**
- 3 確認枚数 **4,000** 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。

**(請求書に添付)
候補者→契約の相手方→町選管**

第5号様式 (第5条関係)

ビラ作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

年 月 日

令和5年9月3日執行
与論町（長・議会議員補欠）選挙
候補者 選挙 花子（※戸籍名）

次のとおりビラを作成したものであることを証明します。

契約書の内容と
一致すること

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	与論町〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇
作成枚数	4,000 枚
作成金額	30,000 円

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1)枚数	町長選挙の場合	5,000枚
	町議会議員選挙の場合	1,600枚

(2)限度額 7円73銭(単価)×確認された作成枚数＝限度額

契約の相手方→与論町

第7号様式の2（第6条関係）

請 求 書
(ビラの作成)

選挙後の日付

令和5年9月〇〇日

与論町長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

与論町〇〇
株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求内訳書から転記

- 1 請求金額 30,000 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年9月3日執行 与論町（議会議員・長） 選挙
- 4 候補者の氏名 選挙 花子（※戸籍名）
- 5 振込先金融機関

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
ふりがな	<u>か〇〇</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇</u>		

備 考

- 1 この請求書は、候補者から出して下さい。
- 2 候補者が供託物を没収された場合は、提出を中止して下さい。
- 3 契約業者等（法人にあっては代表者が）が提出する場合がありますが、その場合は、契約業者等（法人）の代表者が提出して下さい。ただし、契約業者等（法人）の代表者が提出する場合は、その旨を提出書面に記載して下さい。

添付書類

- ・ 請求内訳書
- ・ 確認書
- ・ 作成証明書
- ・ 振込口座通帳の写し（口座番号 名義が分かる箇所）

選挙の期日後速やかに提出して下さい。

提出又は提出を、その旨を提出書面に記載して下さい。又は提出を行うこと。の限りではない。

請求書に添付

請求内訳書
(ビラの作成)

作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) (B)×(A)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) (E)×(D)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
7.5 円	4,000 枚	30,000 円	7.73 円	4,000 枚	30,920 円	7.5 円	4,000 枚	30,000 円

契約書から転記

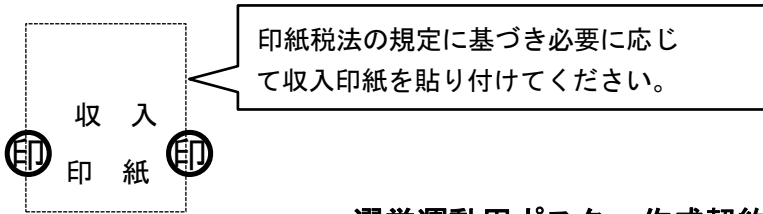
確認書から転記

請求書の請求金額
と一致

備考

- (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。
- (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

(3) 選挙運動用ポスターの作成



選挙運動用ポスター作成契約書（参考例）

与論町（議会議員・長） 選挙候補者（※ 戸籍名。通称名不可。）選挙 花子（以下「甲」という。と 株式会社〇〇印刷（以下「乙」という。）とは、甲の使用する選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約する。※ **候補者名は候補者届出と一致させる。**

- 1 品 名 公職選挙法第143条第1項第5号に定める選挙運動用ポスター
- 2 規 格 42 cm × 30 cm
- 3 作成枚数 40 枚
- 4 契約金額 金 300,000 円（※ 消費税を含む）
（単価 7,500 円（税込） × 40 枚）
- 5 納入期限 令和 5 年 8 月 24 日

※ **告示日前でも可。ただし、契約日以降の日**

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき与論町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が与論町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により与論町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年8月10日※ **契約日は告示日前でも可能**

甲 与論町（議会議員・長） 候補者

住 所 ※ **候補者届出と一致**

氏 名（※ 戸籍名。通称名不可）選挙 花子 

乙 住 所 与論町〇〇番地

名 称 株式会社〇〇印刷

※ 個人の場合は個人名 

代表者 〇〇 〇〇  ※法人の代表者印

**候補者→町選管
(契約書写しを添付)**

第1号様式の3 (第2条関係)

立候補届出前の契約の
場合は告示日を記載

契約届出書 (ポスター作成)

令和5年8月29日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行
与論町 (長・議会議員補欠) 選挙
候補者 選挙 花子 (※戸籍名)

次のとおりポスターの作成の契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和5年8月10日	与論町〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇	40枚	300,000円	
年 月 日	契約書の内容と 一致すること	枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

候補者→町選管

第2号様式の3（第3条関係）

枚数が確定していれば、
立候補届時に申請可能

確認申請書（ポスター作成枚数）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会委員長 様

令和5年9月3日執行
与論町（長・議会議員補欠）選挙
候補者 **選挙 花子（※戸籍名）**

次のポスター作成枚数につき与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和**5**年**8**月**10**日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称 **株式会社〇〇印刷**
代表者の氏名（法人の場合） **代表取締役 〇〇**
住 所 **与論町〇〇**

3 確認申請枚数 **24** 枚

限度枚数
ポスター掲示場数24か所

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	0 枚	0 枚
今回の枚数(b)	40 枚	24 枚
枚数計(a)+(b)	40 枚	24 枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から与論町選挙管理委員会に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合にはこの限りではない。

町選挙管理委員会が作成

第3号様式の3（第3条関係）

確認書（ポスター作成枚数）

令和5年 月 日

与論町選挙管理委員会

委員長 港 沢勝



与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

- 1 令和5年9月3日執行 与論町（長・議会議員補欠） 選挙
- 2 候補者の氏名 **選挙 花子**
- 3 確認枚数 **24** 枚

備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。

**(請求書に添付)
候補者→契約の相手方→町選管**

第6号様式 (第5条関係)

ポスター作成証明書

契約の履行（納品）後の日付であること

年 月 日

令和5年9月3日執行
与論町（長・議会議員補欠）選挙
候補者 **選挙 花子（※戸籍名）**

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	与論町〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇
作成枚数	40 枚
作成金額	300,000 円
当該選挙におけるポスター掲示場数	24 か所

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が与論町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、与論町に支払を請求することはできません。
- 4 「作成金額」には、消費税額を含んだ金額を記載してください。
- 5 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

契約書の内容と
一致すること

(1)枚数 当該選挙におけるポスター掲示場数

(2)限度額

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times 24 \text{ (ポスター掲示場数)})}{24 \text{ (ポスター掲示場数)}} = 13,719 \text{ 円 (単価)} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切り上げ})$$

単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

契約の相手方→与論町

第7号様式の3（第6条関係）

請 求 書 (ポスターの作成)

与論町長 様

選挙後の日付

令和5年9月〇〇日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
与論町〇〇
株式会社〇〇印刷
代表取締役 〇〇

与論町議会議員及び与論町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

請求内訳書から転記

- 請求金額 180,000 円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 令和5年9月3日執行 与論町（議会議員・長） 選挙
- 候補者の氏名 選挙 花子（※戸籍名）
- 振込先金融機関

金融機関名	<u>〇〇銀行</u>	本・支店名	<u>〇〇支店</u>
預金種別	<u>普通</u>	口座番号	<u>1234567</u>
ふりがな	<u>か)〇〇</u>		
口座名義	<u>(株)〇〇</u>		

備 考

- この請求書は、候補者が選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合は、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 契約業者等（法人にあっては代表者が届出する場合に限り）は、この限りではない。

添付書類

- 請求内訳書
- 確認書
- 作成証明書
- 振込口座通帳の写し（口座番号 名義が分かる箇所）

請求書に添付

別紙

請求内訳書 (ポスターの作成)

当該選挙におけるポスター掲示場数			箇所					
作成金額			基準限度額			請求金額		
単価 (A)	枚数 (B)	金額(C) =(A)×(B)	単価 (D)	枚数 (E)	金額(F) =(D)×(E)	単価 (G)	枚数 (H)	金額(I) =(G)×(H)
7,500 円	40 枚	300,000 円	13,719 円	24 枚	329,256 円	7,500 円	24 枚	180,000 円

備考

契約書から転記

確認書から転記

請求書の請求金額
と一致

1 「当該選挙におけるポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書の「当該選挙に」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D)欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250 \text{ 円} + (541 \text{ 円} 31 \text{ 銭} \times 24 \text{ ポスター掲示場数})}{24 \text{ (ポスター掲示場数)}} = 13,719 \text{ (単価)} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切り上げ})$$

3 (E)欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の金額を記載してください。

5 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。